

## 広島県告示第四百八十八号

広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例（平成十年広島県条例第一号）

第十条第三項の規定によって、次のプレジャーボートの重点放置禁止区域の指定を解除する。

令和六年五月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 一 区域の名称

平成十年広島県告示第九百五号で指定したプレジャーボートの重点放置禁止区域のうち、

次の重点放置禁止区域

### 二 区域の範囲

広島湾草津漁港区域

### 三 点の位置

測量基準のうち位置について平面直角座標を定める等の件（昭和四十三年建設省告示第 三千五十九号）の平面直角座標に従い、同告示に掲げる系番号Ⅲの経緯度を基準点として位置関係を示した点（以下「点」という。）である次の①から⑪までの点を順次結んだ線並びに①及び⑪の点を結んだ線により囲まれた区域内の水域

- 点① X座標 マイナス一八二、一六三・一八メートル  
Y座標 一九、八九二・七九メートル
- 点② X座標 マイナス一八二、三九八・一二メートル  
Y座標 一九、九〇三・一三メートル
- 点③ X座標 マイナス一八二、三〇九・一一メートル  
Y座標 二一、九二六・〇六メートル
- 点④ X座標 マイナス一八一、九七四・九六メートル  
Y座標 二二、一三〇・二〇メートル
- 点⑤ X座標 マイナス一八一、九三七・〇六メートル  
Y座標 二二、〇九四・七六メートル
- 点⑥ X座標 マイナス一八二、一九〇・七一メートル  
Y座標 二一、九三九・八〇メートル
- 点⑦ X座標 マイナス一八一、九七二・九三メートル  
Y座標 二一、五二四・六九メートル
- 点⑧ X座標 マイナス一八一、九〇八・九八メートル  
Y座標 二一、四六五・三三メートル
- 点⑨ X座標 マイナス一八二、一〇四・一七メートル  
Y座標 二〇、〇三三・四五メートル
- 点⑩ X座標 マイナス一八二、一三八・九六メートル  
Y座標 二〇、〇〇一・〇〇メートル
- 点⑪ X座標 マイナス一八二、一三〇・八九メートル

Y座標 一九、九三八・一四メートル

四 指定を解除する年月日

令和六年五月十六日